

国民年金保険料の納付猶予制度について

納付猶予制度に関する検討の方向性

納付猶予制度の利用状況

納付猶予期間は、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入され、当該期間中に障害状態に陥った場合に障害年金の受給につながる等の保障はあるが、10年以内に追納を行わない限り老齢基礎年金の受給額には反映されない。

納付猶予を受けた者が10年以内に追納を行う割合は7.0%（2024年時点）に留まっており、納付猶予を受けたとしても追納が可能な10年以内で追納する者は少なく、最終的に本人の老齢基礎年金の受給額につながらない者が多い状況にある。また、学生納付特例を受けた者が10年以内に追納を行う割合の8.9%（2024年時点）と比較しても追納する者の割合は少ない。

一方で、平成28（2016）年7月より30歳以上50歳未満の者まで納付猶予対象者の年齢を拡大したことから、新たに対象となった30歳以上の者については、納付猶予を利用してから追納可能である10年間を経過しておらず、最終的な追納状況を把握することが困難であり、引き続き全体的な追納率を捕捉していく必要がある。

《追納による納付率の状況》

制度別	追納率
納付猶予	7.0%
学生納付特例	8.9%

補足)

2024年時点で、10年前（2014年中）に納付猶予等が承認された月数において、その後どの程度追納されたかにつき集計したもの。そのため、2014年時点で猶予の対象年齢ではない30～50歳の者は含まれない。

出典：年金局調べ（2024年時点）

方向性

こうした現状を踏まえ、今後の取扱いを検討するに当たっては丁寧に実態を把握する観点から、30歳以上50歳未満の者が最初に追納期限である10年を迎える令和8年以降に改めて納付猶予制度の最終的な追納動向等を把握することとし、今回の年金制度改正においては以下の通り進めてはどうか。

- ・ **被保険者の対象年齢の要件は現行通り。**（被保険者が50歳未満であること。）
- ・ 令和12年6月までの時限措置を、**令和17年6月まで5年間延長。**

納付猶予制度の現状

【納付猶予制度の導入と変遷】

- ◆ 納付猶予制度は、雇用情勢の悪化等による若年失業者の増大、フリーターの増加などを踏まえ、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件で該当の有無を判断し、実際に保険料を負担できるようになった時点で追納できる仕組みとして、平成16年改正で時限措置として導入され、その後対象者の拡大、期限の延長がされ、現在は令和12年6月までの時限措置とされている。
- ◆ 対象者の拡大、期間の延長をしてきたことで、雇用情勢の悪化等の影響を最も受けた一定の世代に限られた制度ではなく、幅広い世代に利用されている制度となっている。

【納付猶予制度の導入時からの変化】

- ◆ 納付猶予期間は、受給に必要な資格期間には反映されるが年金額には反映されない期間となる。なお、納付猶予制度の導入時は老齢基礎年金の受給には受給資格期間が25年必要であったが、現在は必要となる受給資格期間は10年に短縮されている。
- ◆ 納付猶予制度の導入時と比較すれば雇用環境等は改善している。また、年金制度として短時間労働者の厚生年金への適用拡大が進み、非正規雇用であっても社会保険に加入できる機会が広がっている。

【適用者の状況等】

- ◆ 納付猶予制度の適用者数は、令和4年度時点で約58万人。概ね納付猶予期間2年以下である者がどの世代でも半数程度いる。一方で、納付猶予制度を利用できる期間が長い30歳以上の世代では、納付猶予期間が5年超の者も一定程度存在する。
- ◆ 全額免除と納付猶予では所得基準が同じであり、単身世帯等で全額免除が適用できる状態にあるにも関わらず、納付猶予に留まっている場合がある。
- ◆ 納付猶予制度は個人の所得に着目する制度であるが、納付猶予適用者の中には、世帯主に一定以上の所得がある場合がある。

納付猶予制度の課題

- ◆ 納付猶予制度は、将来の無年金・低年金を防止するために設けられ、現在も一定数の者が利用しているが、令和12年6月までの時限措置とされている。
- ◆ 納付猶予適用者の中には、世帯主に一定の所得があり保険料負担能力がありながらも納付猶予が適用されている場合がある。

方向性

令和12年6月までの時限措置とされている納付猶予制度について、将来の無年金・低年金を防止する役割を維持しつつ、将来の年金給付につなげるため、以下のように考えてはどうか。

- (1) 納付猶予制度については、被保険者の対象年齢の要件は現行通り（被保険者が50歳未満であること。）とした上で、時限措置を延長することを検討してはどうか。
- (2) 納付猶予制度の延長に際しては、制度の基本的な考え方は維持しつつ、所得要件については、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下であっても、保険料納付の原則に立ち返って世帯主（親など）に一定以上の所得がある場合は納付猶予の対象外とし、保険料納付を求めることを検討してはどうか。

(世帯構成が変化した場合における保険料免除への円滑な移行（運用上の整理）)

全額免除と納付猶予制度では所得基準が同じであることから、世帯構成の変化により、新たに免除基準を満たす場合が生じる。納付猶予と異なり、保険料免除適用者は国庫負担分について将来の年金給付額につながることから、円滑に保険料免除へと移行されるよう運用上の整理を行うことを検討してはどうか。(※)

(※) 現行実務においても、納付猶予適用後の世帯構成の変化により保険料免除の適用対象となった者は、所得審査等に用いる運用上の「年度」（7月から翌年6月まで）ごとに保険料免除に切り替える運用を行っている（ただし、本人が希望しない場合は除く。）。

納付猶予制度の見直し案と現行制度との比較

制度	免除等の要件（対象者）	免除等の要件（所得基準）	年金給付		
納付猶予制度 見直し案	① 本人・配偶者の前年所得	全額免除基準と同じ	<table border="1"> <tr> <td>国庫負担分</td> <td>保険料分</td> </tr> </table>	国庫負担分	保険料分
	国庫負担分	保険料分			
② 世帯主の前年所得	一定以上の所得がある場合に制限				
現行の 納付猶予制度	本人・配偶者の前年所得	全額免除基準と同じ	<table border="1"> <tr> <td>国庫負担分</td> <td>保険料分</td> </tr> </table>	国庫負担分	保険料分
国庫負担分	保険料分				
全額免除	本人・配偶者・世帯主 の前年所得	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 32万円	<table border="1"> <tr> <td>国庫負担分</td> <td>保険料分</td> </tr> </table>	国庫負担分	保険料分
国庫負担分	保険料分				

新たに世帯主の所得を考慮

世帯主に一定以上の所得がある世帯については保険料の納付猶予の対象外とし、保険料納付を求めることを検討。

これまでの年金部会における主なご意見（納付猶予）

【時限措置の延長】

- ・ エビデンスに基づいた議論が必要であり、追納の実態を調査してほしい。
- ・ 納付猶予制度を延長することに異論はないが、10年間という期間の妥当性については検討が必要ではないか。
- ・ 前回の延長は5年間であったことなどから、今回の延長についても5年間とし、制度改革の影響や実態の把握を行うことがよいのではないか。
- ・ 猶予制度の利用者も増えており、これにより無年金者等が減るのであれば継続という考えがある一方で、猶予制度自体が将来の無年金につながっていないかを検討することも重要。

【所得要件の見直し】

- ・ 所得だけでは見えない家庭内の事情というのもあると思われ、親などの世帯主に一定の所得がある場合に納付猶予の対象外とすることには賛成ができない。
- ・ 連帯納付義務があるとはいえ、親が子の保険料を納付する状況が望ましいのかは疑問。親が子の保険料を納付するとも限らない以上、これまで納付猶予を利用していた方の中で保険料滞納が増える可能性も考えられる。特に障害年金の場合、短期間の未納でも無年金となることもある。
- ・ 無年金・低年金の防止や応能負担といった観点から、世帯主に一定以上の所得がある場合も納付猶予の対象外とする提案について大きな異論はない。制度創設時から社会情勢も変化しているので、見直しの検討を進めるべき。
- ・ 納付猶予が保険料納付に繋がっていないのであれば、なるべく免除を使うように誘導すべきではないか。猶予が納付に繋がっているのか、低年金にどのように繋がっているのか分析が必要ではないか。
- ・ 納付猶予については、将来的には廃止の方向で検討すべきではないか。他方で、一定程度利用者がいるのであれば、単に終了としてしまうと問題があるので、追納などがどれだけ行われているのか、追納のタイミングが2年以内になされているのかなどのデータを含めて議論が必要ではないか。免除の対象になる人はできる限り免除に切り替えていくという実務を強化していく方向性は賛成。
- ・ 世帯主に一定の所得がある場合、保険料納付を求めることは無年金にならないために大事な観点だが、世帯主に子に対する保険料納付を求めることが時代に逆行しないかという懸念はある。